



2022年7月20日

各 位

会 社 名 株式会社オーバル

代表者名 代表取締役社長 谷本 淳

(コード番号:7727 東証プライム市場)

問合せ先 執行役員 経営企画室長 市村 隆博

電話 03-3360-5009

Anton Paar GmbH に対する当社が導入した対応方針の遵守及び大規模買付行為 等趣旨説明書の提出の要請に関するお知らせ

当社は、本日公表の「Anton Paar GmbH による当社の株券等を対象とする大規模買付行 為等が行われていることに基づく当社の会社支配に関する基本方針及び当社の株券等の大 規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」(以下「本対応方針プレス」 といいます。) においてお知らせしておりますとおり、Anton Paar GmbH(以下「Anton Paar」といいます。)による議決権割合を 20%以上とすることを目的とする当社株券等の 買付行為が行われていると合理的に判断できることも踏まえ、Anton Paar による当社株券 等を対象とする大規模買付行為等が継続している状況下において他の当事者による大規模 買付行為等が企図されるに至る場合も想定し、これらの大規模買付行為等が当社の企業価 値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、株主の皆様が適切 なご判断を下すための情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が大規模買付行為等 又は当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行なうことができるよう、 かかる大規模買付行為等については、当社取締役会の定める一定の手続に基づいてなされ ることが、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するとの結論に至 り、本日、当社取締役会において、①Anton Paar による当社株券等を対象とする大規模買 付行為等及び②Anton Paar による当社株券等を対象とする大規模買付行為等が継続してい る状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大規模買付行為等への対応方針 (以下「本対応方針」といいます。) を導入することを決議いたしました。詳細について は、本対応方針プレスをご参照ください。

当社は、本対応方針プレスに従い、企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、本日、別紙のとおり、Anton Paar に対し、本対応方針を遵守し、大規模買付行為等(当社株券等の追加取得を含みます。)を取締役会評価期間の経過(但し、株主意思確認総会が開催されることとなった場合には、対抗措置の発動に関する議案の否決及び株主意思確認総会の終結)まで中止した上、本対応方針に記載の内容及び様式を備えた大規模買付行為等趣旨説明書を5営業日以内(2022年7月27日まで)に当社取締役会宛に書面

にて提出するよう要請いたしましたのでお知らせいたします。

なお、当社取締役会が、Anton Paar から大規模買付行為等趣旨説明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じその内容について公表いたします。

(注) 本プレスリリースにおいて用いられている語句は、本文中において特に明示されているものを除き、本対応方針において定められた意味を有するものとします。

以 上

アントンパール GmbH CEO 博士 フリードリヒ・ザントナー 様

写し送付 フロンティア・マネジメント株式会社 シニアディレクター 古賀 彰 様

> 株式会社オーバル 代表取締役社長 谷本 淳

当社が導入した対応方針の遵守及び大規模買付行為等趣旨説明書の提出の要請

拝啓 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当社取締役会は、貴社による議決権割合を 20%以上とすることを目的とする当社株券等 の買付行為が行われていると合理的に判断できることも踏まえ、貴社による当社株券等を 対象とする大規模買付行為等が継続している状況下において他の当事者による大規模買付 行為等が企図されるに至る場合も想定し、これらの大規模買付行為等が当社の企業価値や その価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、株主の皆様が適切なご 判断を下すための情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が大規模買付行為等又は 当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行なうことができるよう、かか る大規模買付行為等については、当社取締役会の定める一定の手続に基づいてなされるこ とが、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するとの結論に至り、本 日、①貴社による当社株券等を対象とする大規模買付行為等及び②貴社による当社株券等 を対象とする大規模買付行為等が継続している状況下において企図されるに至ることがあ り得る他の大規模買付行為等への対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を導入す ることを決議いたしました。詳細については、本日公表予定の「Anton Paar GmbH による 当社の株券等を対象とする大規模買付行為等が行われていることに基づく当社の会社支配 に関する基本方針及び当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関する お知らせ」をご参照ください。

したがいまして、貴社におかれましては、本日以降、本対応方針を遵守し、大規模買付行為等(当社株券等の追加取得を含みます。)を取締役会評価期間の経過(但し、株主意思確認総会が開催されることとなった場合には、対抗措置の発動に関する議案の否決及び株主意思確認総会の終結)まで中止した上、本対応方針に記載の内容及び様式を備えた大規模買付行為等趣旨説明書を本年7月27日までに当社取締役会宛に書面にて提出いただくよう、本書をもって要請いたします。

なお、当社取締役会が、貴社から大規模買付行為等趣旨説明書を受領した場合は、速や

かにその旨及び必要に応じその内容について公表いたします。

(注) 本書において用いられている語句は、本文中において特に明示されているものを 除き、本対応方針において定められた意味を有するものとします。

敬具